

政令第 号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項並びに第八条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四条―第四十六条」を「第四十四条」に改める。

第四条第一項第十六号中「国立環境研究所及び」を削り、同項中第十八号を第二十号とし、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うこと。

第四条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十七 独立行政法人国立環境研究所の業務に関すること。

第十四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「職員」の下に「（環境省の所管する独立行政法人の職員を含む。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により内閣に設けられた共済組合に関すること（環境省及び環境省の所管する独立行政法人の職員に関するものに限る。）。

第二十条第九号を同条第十号とし、同条第八号中「国立環境研究所」を「独立行政法人国立環境研究所」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九 環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行うこと。

第四十四条を次のように改める。

（国立水俣病総合研究センター）

第四十四条 環境省に、国立水俣病総合研究センターを置く。

2 国立水俣病総合研究センターは、環境省の所掌事務に関する調査及び研究並びに統計その他の情報の収集及び整理に関する事務のうち、水俣病に関する総合的な調査及び研究並びに国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行うことをつかさどる。

3 国立水俣病総合研究センターの位置及び内部組織は、環境省令で定める。

第四十五条及び第四十六条を削る。

附 則

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

理由

独立行政法人国立環境研究所の設立に伴い、同研究所の業務に関する事務を総合環境政策局の所掌とする等の必要があるからである。